

申請手続きの流れ

①市へ事前相談	申請に必要な書類や対象エリアの説明等を行います。
②事業計画認定申請	事業計画、資金計画等の審査に必要な書類を提出してください。
③審査会	面接形式で外部専門家を交えた審査会を行います。中心市街地の賑わいづくりに対する意欲や、新規店舗の特徴について説明してください。
<u>事業計画の認定</u>	審査会を受けて、本事業の趣旨に照らし適当と認める事業を認定します。
④補助金交付申請	補助事業で実施する工事の適正を判断するために、施工図面や工事の見積書等申請に必要な書類を提出してください。施工業者に同席を求める場合があります。
<u>書類審査</u>	⑤で提出された書類に基づき、工事の内容について、補助対象となるかどうかを審査します。
<u>交付決定</u>	工事の内容が適正と認められれば補助金の交付を決定します。
⑤工事契約/着工	<u>必ず交付決定日以降に契約・着工してください。工事箇所はその前後の写真を撮っておいてください。工事費は申請者から施工業者へお支払いください。</u>
⑥実績報告	事業完了後、実績報告書に施工図面、工事前後の写真等を添付し速やかに提出してください。
⑦現地確認	実績報告と工事内容に違いがないか、申請者、施工業者立会いのもと現地を確認します。
<u>補助金額の確定</u>	交付申請、実績報告及び現地確認を踏まえて、交付する金額を確定します。
⑧補助金の請求	確定した金額を市に請求してください。請求後、30日以内に指定口座に補助金を振り込みます。
⑨経営状況の報告	営業開始月から1年の間、毎月経営状況報告書を遅滞なく提出してください。

※ 申請時や実績報告時等、必要に応じて追加資料を求める場合がありますのでご了承ください。

※ 交付決定前に、工事の契約・着工をされた場合や、現地確認までを申請年度に完了できなかったら、補助金の交付は受けられませんのでご注意ください。